

# 新聞 労 連



2024年 | No. 1346

10月1日（火）

- 大阪・東京で就職フォーラム 2
- 新聞協会 類似事件分析 2
- 香芝市議会議長に抗議声明 3
- 全徳島とG支部 あっせん申請 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階 TEL03 (5842) 2201 FAX03 (5842) 2250 http://www.shimbunoren.or.jp 年間購読送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

## 「職場で泣いている人」見逃さない

### 執行部セミナーに70人 組合の必要性や役員的心構え学ぶ



「ご用聞きに徹しよう」と話す札幌地域労組の鈴木さん

新聞労連は9月25、26日の両日、新たに労組役員になった人が対象の「執行部セミナー」を東京都の文京シビックセンターで開いた。会場とオンラインを合わせて約70人が参加し、業務や組合活動において、社有のメールやコミュニケーションツールを使う場合の注意点や、労働組合の必要性、組合役員としての心構えを学んだ。

初日は、日本労働弁護団常任幹事の嶋崎量弁護士が「会社によるメールやチャットなどの監視」をテーマに講演。嶋崎弁護士は、会社側がメールなどの情報を収集するに当たっては、就業規則といった社内ルールに調査の目的や収集データの利用方法が明確になっていることが必要だと指摘。ルール作りにも組合も関与するべきだと話した。

嶋崎弁護士は①会社が本人の承諾なしにメールボックスやブラウザの閲覧履歴などを確認し、私的利用があったとして懲戒処分を検討している②政治部記者が取材先と行った機密性の高いやりとりについて、会社が「残業の適正化」を理由に閲覧した③組合が社有のコミュニケーションツールを使って組合員からの相談に対応した中身を会社が閲覧していた—などの設例に基づいて解説。

①については「調査の目的があら探しならば問題がある」と指摘。②は従業員に不安を与え、萎縮効果をもたらすとして「面談など別の手段があるため、必要性については疑問」とした。③は「組合活動に使うことを会社が黙認しているなど労使慣行になっている場合は、労働組合法上の支配

介入に当たり得る」とした。その上で、組合活動における社有アカウントの使用は「会社による監視が行われるリスクは受け入れるしかなく、組合としては別のツールも使う工夫はしておいた方がいい」とアドバイスした。

続いて札幌地域労組で長年、労働組合の結成や争議に携わってきた鈴木一さんが、労働組合の必要性や闘い方のノウハウなどについて説明した。鈴木さんは1990年から同労組の書記長などを務め、多くの組合結成を手がけてきた大ベテランの専従オルグだ。

鈴木さんは、自らの体験を紹介しつつ事前に参加者から募った質問に答える形で講演。「労使協議会（労協）」など団体交渉の前段階となる協議の場を設ける是非について、札幌地域労組でも組合発足から長く経過すると労協を設ける場合があると説明。その上で「団交は合法的にプレッシャーをかけられる労働者側に有利な制度であり、労協を作ろうと言ってくるのはたいてい使用者側。団交開催を言い出せない労使関係になったりしないように気を付けるべきだ」とした。

「いざというとき、闘える組合」であるためには、日ごろから人権感覚を不断に磨くことが必要だと訴えた。組合役員は組合員への「ご用聞き」に徹し、「職場や地域で泣いている人がいないか」を常に気に留めて活動していくことが大事だと強調した。

ストライキについては、過去の経験から「現場の盛り上がりを待つこと」が大事だとした。「使用者側も現場の温度感を見ている。組合員が『ストをやった良かった』と思えるようなストが望ましい」と話した。

2日目は、会場とオンラインに分かれてグループディスカッションを実施し、非正規従業員やシニアスタッフの組織化、メールやウェブの監視の現状、労組に関心の薄い組合員にどうアプローチするかなどについて話し合った。

グループ報告では、シニア組織化に関連し「再雇用者は一律年収300万円」と非常に低い待遇に置かれている社があり、問題視する意見が出た一方、元上司が組合員として入ってくることで、あ

つれきが生まれるかもしれないとの懸念も出た。

女性の組合活動参加については、「子育てをしている立場から組合役員として参画してほしい」と声がけをしたところ『『そういう要員なのか』と言われ二の句を継げなかった』との発言が出た。執行部を夕方から長時間開催するのでなく、ランチ会形式にして参加しやすくしたり、経済闘争時の対応を早めたりするため社の回答を午前中にしよう求めたといった報告があった。

最後に、全労済の担当者による「労働者自主福祉運動としてのこくみん共済COOPの役割について」と題するプレゼンがあった。事故や災害に労働者自らが備え、助け合う意義について説明したほか、マイカー共済では労連傘下の組合員は12.5%の団体割引が適用になるとして「労連のスケールメリットを生かした助け合いの仕組みを活かしてほしい」と訴えた。



組合が会社管理のツールを使うことに警鐘を鳴らす嶋崎弁護士（右）

### 輪転機メンテ引き継ぎ「難しい」 三菱の撤退発表受け東機労組と懇談

三菱重工機械システム（神戸市）が新聞輪転機の新規受注を取りやめ、アフターサービスも2036年3月までに終了すると発表したことを受け、新聞労連は8月29日、東京機械製作所かずさテクノセンター（千葉県木更津市）を訪ねて同社労組と懇談し、今後の輪転機事業の方向性について話を聞いた。

同労組によると、今年は創業150周年に当たり「今後も輪転機を作っていく」との社長メッセージがあったという。その後、三菱の撤退発表があったが「組合としてもその言葉にうそがないと思っている」として、輪転機事業からの撤退はないとの考えを示した。一方、他社製輪転機のメンテナンスを引き継ぐことについては部品の調達に容易でないだけでなく、制御システムが根本的に異なることから難しいとの見通しを示した。

事業の多角化を図るため、近年は工場向けなどの無人搬送機器の製造に注力しているという。輪転機の生産ラインは最盛期に比べると縮小しているため、三菱のユーザー社からの乗り換え需要が急増してもどこまで対応できるか不透明とした。

新聞労連からは、印刷職場懇談会への参加を要請し、前向きな回答を得た。また、会社側と調整すれば工場視察受け入れも可能という。労連は、新聞産業で働く仲間として会議参加呼びかけなどを通じて東機労組との情報共有に努めていく。

## 「ジェンダー研究部」始動へ

### 第1回中執会議 産業政策部内に設置

新聞労連の2024年度第1回中央執行委員会が9月24、25日に東京都内の会場とオンラインの併用で開かれ、専門部である産業政策部内に「ジェンダー研究部」を設置することなど1年間の活動方針を確認した。

西村誠中央執行委員長は冒頭のあいさつで「新聞業界のハラスメント対策は他業種に比べて後れを取っているが、それゆえフロントランナーになることができる。離職防止や就職希望者の増加にもつながる」と述べた。

ジェンダー研究部は、コアメンバー数人を募り、組合員にも広く参加を呼びかける。特別中執とも連携しながら、職場のジェンダーバランスや性差別の問題を継続的に幅広く研究し、集会開催なども検討する。

地連運営の負担が大きいとの声が出ているこ

とを受けて、労連本部が業務負担軽減のためグーグルの有料サービス「グーグルワークスペース」のアカウントを希望する各地連に無償提供することを報告した。さまざまな文書やスプレッドシートを共同編集したり、クラウドに資料を保存して共有したりといった作業ができる。

このほか、社の低額回答を拒否し県労委あっせんの申請をするなどして夏季一時金闘争を継続している関西新聞合同ユニオン徳島新聞グループ支部に対し、労連本部が全徳島労組などと連携して一時金仮支給の原資を融資したことを報告した。

取材活動中の報道記者に対する性暴力事件に絡み、国の責任を追及する国家賠償請求訴訟を闘っている民放労連と弁護団から、裁判傍聴などの支援呼びかけもあった。

# 新聞社の魅力、やりがい伝える

## 大阪・東京 就職フォーラムに学生計90人参加

新聞労連は9月7、8日、新聞社や通信社への就職に関心を持つ学生を対象にした「新聞業界就職フォーラム」を大阪と東京の2会場で開催した。新聞労連によるこのフォーラムは約20年続く恒例のイベントになっている。

大阪会場は7日、大阪市内で開かれた。オンラインを含め約50人の学生が参加＝写真上＝。編集、営業・販売、スポーツ紙の三つのセッションに全国紙や地方紙の組合員計13人が登壇したほか、昨年のフォーラムに参加した内定者2人が座談会に加わった。スポーツ紙のセッションでは、紙面を実際に示しスポーツ紙独特のレイアウトをパネリストが紹介。内定者の座談会では会場の参加者から面接への心構えや、時事問題の勉強の仕方など具体的な質問が多く寄せられた。

東京会場は8日、東京都千代田区の会場で行われ、約40人が参加した＝写真下＝。編集とビジネスの二つのセッションがあり、全国紙と地方紙の組合員9人が登壇した。

編集セッションでは、2019年参院選の広島選

挙区を巡る大規模買収事件をはじめ「政治とカネ」の問題を追い続ける中国新聞東京支社編集部の中川雅晴さんが取材の内実を披露。共同通信政治部で子育てしながら政治取材を続ける田川瑤子さんが自らの働き方を説明するなど、多彩なパネリストが就活生に向けそれぞれの体験を語りかけた。

ビジネスセッションでは広告営業の仕事の難しさ、デジタル分野に新たに挑戦するやりがいを交えながら「若い世代のデジタルに対する順応性が新聞社で求められている」などと、今後新聞業界で必要になる資質について解説した。

両会場とも、セッション後に各パネリストが個別に記者からの質問を受ける場を設け、参加した学生はそれぞれのパネリストの前に列を作って熱心に質問。新聞業界の将来性やワーク・ライフ・バランスなどに不安を感じつつも、仕事のやりがいに魅力を感じている様子だった。

参加した学生から感想を募ったところ「全国紙をメインに志望してきたが、地方紙ならではの

の記事ややりがいを知ることができた、地元の新聞社の情報収集もしてみたいと思う」「編集以外の仕事（営業・広告）にも魅力がとても詰まっていると分かった」などの声が寄せられた。

10月からは、フォーラムに参加した学生を対象に作文ゼミも実施する。



# 協会の対応は「不当な団交拒否」

## 過去の類似事例を基に考察

新聞協会労組役員に対する協会事務局幹部ら（協会）のハラスメントと組合への不当労働行為事件は、10月28日午後3時から東京都労働委員会で第4回調査が実施される。これまで協会側は、要求書に書かれている以上の説明がなされなければ団交に応じない態度を示しているが、労働委命令には、組合からの説明がないことを理由に団交を拒否するのは不当労働行為に当たると判断された「大阪赤十字病院事件」がある。その事例を分析し、労使どちらの主張が正当か考察した。

### 【協会の問題言動—要求書に書かれている以上の説明を組合がしなければ団交に応じない】

2023年6月7日の団体交渉は、協会側が交渉時間を2時間とし、拘泥したことから議論が終わらなかった。協会は積み残しになった議題も含めて組合に要求書をもう一度出し直すよう求めた。組合は新たに設定した議題を記した要求書および団交申入書を30日付で提出した。しかし協会は「今後、本件についての団体交渉にどのように対応するかは、組合からの説明等を踏まえて改めて判断する予定」などと文書で回答し、組合の団体交渉の申し入れに応じなかった。組合はその後も再三申し入れたが、協会は要求書に書かれていること以上

の説明をしなければ応じない姿勢を示し続けた。

### 【類似事件—大阪赤十字病院事件】

1986年1月10日に大阪地労委で不当労働行為救済命令。91年12月17日の最高裁で確定。

#### ◇事件概要

使用者は、組合からの要求事項に文書回答するに当たり、その前提として、要求の趣旨、理由、根拠、要求の正当性の事情を知っておく必要があるとして、これらを裏付ける関連資料も添付した上、期日までに文書で回答するよう求めた。これに対し組合は文書での対応ではなく、交渉や折衝において具体的に問題点の整理と解決を図っていくべきである旨を述べるとともに団体交渉の開催を強く求めた。しかし、使用者は文書回答するのみで団交に応じなかった。なお、組合はそれまで要求事項について文書回答するよう求めるとともに団交の開催を求めてきており、使用者がこれに応じた経緯があった。

#### ◇労働委員会の判断

使用者は組合の要求事項について説明を求めているものの、要求事項のどの事項が不明なのか具体的な指摘をしていない。その上、組合は文書回答を求めているにもかかわらず、使用者が文書

回答に固執したことに理由があるとは認められない。組合の要求事項の一部には、交渉になじまないとされる事項も見受けられるが、多くは組合員の労働条件に関するものであった。

さらに、これまで組合は、本件要求書と同内容、同形式の要求書を提出しており、これに使用者が文書で回答するとともに団体交渉に応じてきた経緯からすれば、使用者が組合に求めている要求の正当性などの説明文書の提出が団体交渉に際し必要不可欠なものとは認められない。

以上のことから、使用者が組合からの要求の正当性などの説明文書の提出を求め、これに固執し団体交渉に応じないことは、正当な理由なく組合との団体交渉を拒否したと判断するのが相当であり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

#### ◇新聞労連の分析

大阪赤十字病院事件で大阪地労委は、使用者が組合に説明文書の提出を求めることが団交開催に際して必要不可欠なものとは認められないとし不当労働行為（団交拒否）を認定した。本命令を踏まえると、協会労組が直近の団交のやりとりを踏まえて新たな議題を設定して要求書を提出したにもかかわらず、要求書に書かれた以上の説明をしなければ団交に応じないという協会の対応は、正当な理由のない団交拒否と言える。

本件以外にも、協会の言動と類似した事件で大阪地労委が不当労働行為命令を出している。

# 自由に語り合える職場に

## 田村 理さん（関東地連委員長＝千葉労組）

地連



⑦

新聞業界の人材不足が深刻化する中、私が所属する単組・千葉日報労組では新たな取り組みとして今春、組合主催による新入社員の歓迎会を本社大会議室で開催した。

組合では近年、若手・中堅組合員らの離職が相次いでいることに危機感を募らせている。社側は採用活動や研修を強化しているが、特に若手を定着させることが難しくなっており、複数人でこなしていた業務を一人で担う組合員が生じるなど、人手不足が慢性化している。また、若手を育てようとしても離職してしまうことが組合員の疲弊を招いている側面もある。

歓迎会は新入社員に労働組合に対する理解を深めてもらうとともに、先輩社員である組合員と交

流してもらうことで垣根を越えて話しやすい環境をつくろうと実施した。正社員のほか、採用されたばかりの契約社員も顔を出し、お茶やコーヒー、おやつを楽しみながら交流。自己紹介やそれぞれの仕事の魅力、今後の抱負について語り合った。

歓迎会は、「職種のデパート」とも呼ばれる新聞社がどのような人々の働きによって成り立っているのか知ってもらう狙いもあった。採用時に配属された局に、定年まで所属する組合員も多い。社内のさまざまな仕事について知り、会社の存続に不可欠な先輩や仲間たちの役割を認識してもらうと同時に、自身の仕事の意義についても理解を深めてもらった。

期待に胸を膨らませて入社してきた若手・中堅の多くが、離職してしまうのは残念だ。厳しい待



くつろいだ雰囲気の中で組合員が語り合った歓迎会

遇面はある程度承知の上で、あえてこの時代に入社してくれてくれた仲間たちが相次いで離れてしまうのは、なぜなのか――。

朗らかに、自由に語り合う歓迎会の様子を見て、あらためて若手社員が働きやすい職場づくりの大切さを再認識した。是々非々の立場で社側と意見を交わしながら、よりよい職場環境を実現していきたい。

# 奈良新聞記者への撮影制止で抗議声明

## 奈良・香芝市の川田裕議長に送付

奈良県香芝市議会で9月2日に開かれた本会議で、議会事務局の職員が議場で「議長の指示」として奈良新聞記者の写真撮影を制止した。川田裕議長は本会議の後、奈良新聞が「偏向報道」をしたためだと理由を説明した。同じ議場で取材していた他社の撮影は認められた。新聞労連と奈良新聞労組は19日、抗議の声明を発表し、川田議長に送付した。25日、議長は記者クラブの抗議を受けて今後、記事内容を理由に撮影の不許可をしないことを約束した。

議長は、7月の本会議で自身に対する不信任決議案の動議が採決された際、成立に必要な人数の議員が起立したが、議長が数えず不成立とした問題を巡り、奈良新聞が「起立無視」などと報じたことを「偏向報道だ」と主張。「許可していない写真を使ったら訴える」と奈良新聞記者に脅迫めいた表現で圧力を加えていた。

川田氏に関しては、9月2日に議長不信任決議案が再度提出され可決。25日には議員辞職勧告も可決された。

奈良新聞社は3日付で抗議書を提出。香芝・大和高田市記者クラブは撮影を禁じた理由などを尋ねる質問状を2度にわたって送付したが、回答がないため25日に抗議文を川田氏に手渡した。その際、川田氏はクラブ側に今後は撮影を不許可にしないと約束、脅迫めいた発言について「適切ではなかったかもしれない」と反省の言葉を述べた。

### 共感の輪 記者仲間から広がる

9月2日に奈良新聞が議場での撮影を許可されなかったことを受け、香芝・大和高田市記者クラブ（社加盟）は即日、総会を招集した。直ちに抗議する意見もあったが、まずは不許可の理由を尋ねる質問状を提出した。

奈良新聞は議長に抗議書を提出したことや記者クラブの対応、市長のコメントなどを連日掲載。朝日、読売、産経、共同通信もこの問題を報じた。ただ、川田議長は記者クラブの2度の質問状に「答える義務はない」として対応せず、反省は見えな

かった。

記者クラブの加盟社は25日、抗議文を手渡すために参集。囲み取材に対し川田議長は、今後は報道内容を理由に撮影を不許可としないことを約束し、「訴える」との発言に関しては反省の言葉もあった。

新聞労連による声明は記者クラブの仲間の助言で実現した。撮影不許可は奈良新聞一社をターゲットにした議長権限の不当な行使だったが、同じ憤りを共有し、抗議の声を上げてもらったことに心から感謝したい。共感の輪を広げる意義を知った1カ月だった。【奈良労組・高橋智子】



## 長崎性暴力裁判の記録刊行

2022年5月に原告勝訴で終わった記者に対する性暴力事件の裁判で、実際に法廷に提出された資料が再編集されて「日本女性差別事件資料集成24『長崎市事件』資料」=写真=として今年5月に出版された。

刊行したのは東京都千代田区の出版社「すいれん舎」。性差別を受けて裁判を起こした女性たちの闘いの記録や市民運動の歩みを保存・全集化する事業を長年手がけている。同社の依頼を受けた弁護士と元原告が判決後も作業をし、このほど完成させた。

値段は全8巻と別冊1冊で25万円（税別、分売不可）。今後は国会図書館や都立図書館、国内の主要大学、シンクタンク等に所蔵される。米国スタンフォード大学やイエール大学も購入して日本社会の研究に役立てているという。長崎市立図書館と長崎県立図書館も購入を決めた。

別冊には、中野麻美弁護士による解題論文「記者に対する性暴力の告発 ジェンダーと報道の自由」が掲載。元原告も「被害に遭っても豊かに生きられる社会をあなたや身近な人が性暴力を受けた時に」を執筆している。

これまでの資料集成では、賃金差別や昇進差別、雇止め差別等の裁判を取り上げてきた。性暴力は日本では司法で争われる数が少なく、原告の訴えを裁判所がほぼ認める例はさらにわずか。よって資料集成に性暴力事件が入ったことも珍しい。さらに、裁判を終えた元原告が自ら解題を書くことも初めてだという。

元原告は「この裁判は新聞労連の力も借りて、係争中に『支える会ニュース』を出していた。今回はそれも資料集成に入れた。裁判をメディアで報じてもらうだけが大事なのではなく、市民運動を展開してミニコミ誌を出すなどすることも有効だと、今後性暴力を学ぶ人たちに学びとなればと思っている」と話す。

二つの解題を読みたい組合員は、新聞労連まで連絡を。提供できる。

なお、元原告の所属社は資料集成を購入しないとしている。

## 東京労組「錬成費」訴訟 最高裁が上告棄却

### 組合側声明「屈しない」

中日新聞社が2020年3月、60年以上にわたって全社員に毎年3000円ずつ支給してきた手当「錬成費」を一時的に廃止した事件の裁判で、最高裁は9月18日、従前通りの支給を求めた組合側原告（東京新聞労組・宇佐見昭彦委員長）の上告を棄却すると決定した。これにより、錬成費の労使慣行としての成立を否定した不当な東京地裁判決（昨年8月28日）を大枠踏襲した東京高裁判決（今年3月13日）が確定した。原告と弁護団（今泉義竜弁護士、本間耕三弁護士）、新聞労連の西村誠委員長は20日、連名で「最高裁の上告棄却に屈しない」とする声明を発表した。

確定した高裁判決は、地裁と同様、錬成費支給について社側には規範意識（守るべきルールとの意識）がなかったと判断。労使慣行に支えられた労働条件とは認めなかった。「任意的恩恵的給付だ」「毎年支払うとは決まっていなかった」などという社側の後付けの言い逃れをうのみにした不当な判断だ。

規範意識の存在を裏付ける客観的証拠は多数ある。社の歴史上唯一の赤字決算だった2008年度（リーマン・ショック時）でさえ滞りなく全社員に支給したこと▼2010年以降は賃金明細の「諸手当2」に記載し、給与所得（課税対象）として明確化したこと▼併存する中日労組（新聞労連非加盟）も組合員に配布する「賃金と制度のしおり」に他の手当と並列して長年明記していたこと▼錬成費廃止で合意した旨の社と中日労組の調印文書（労働協約）があること一などだ。しかし、地裁・高裁判決はこれらの客観的事実を無視・軽視し、社側の恣意的な供述に寄り添った。最高裁も下級審の誤りを正す機会を放棄した。

声明は「侵害された労働者個人の権利を法的に救済する最後のとりでであるべき裁判所が、強者になびき、企業の横暴を看過・免罪」した「司法の機能不全」だと批判。「不当な司法判断に屈することなく、これからは経営者と真正面から対峙し、無法な施策に対してはあらゆる公的機関も活用して、働く者の権利と尊厳を守るため、果敢に取り組んでいく決意である」と結んだ。

仲間が書いた本

## 忘れえぬサイパン 1944

日米兵と民間人の目で描いた戦いの真実

著・吉永直登

（新聞通信合同ユニオン）

米自治領サイパンが、かつて多くの日本人が住む「南洋の楽園」と呼ばれた島であることを知る人は少なくなった。太平洋戦争で初めて日本の民間人が巻き込まれた市街戦の舞台だったことも、歴史の風化の中にある。

本書は日本兵、当時島にいた日本の民間人が残した資料・本のほか、元米兵が残した本・記述・証言を米国から多数探し出し、戦いと民間人犠牲の実像に迫った。米国の軍事博物館などが公開している元米兵の証言も多数確認し、日本側の証言

と突き合わせている。

当時の日本の報道の問題も指摘。民間人の集団自決を伝えた当時の新聞記事は、米軍従軍記者が書いた米雑誌の記述が情報源だった。一方、同じ雑誌の特集記事でありながら、戦闘後に米軍がつくった民間人収容所のルポは、日本で紹介されなかった。そこには戦争遂行を止めない政府に対するメディアの付度（そんたく）があったと筆者は指摘している。

筆者が試みた沖縄戦との比較研究も、新たな視点を提起している。同時代社。本体1600円＋税。



「たすけあいの輪をむすぶ」  
こくみん共済 coop は、次のステージへ

公式キャラクター  
ヒコくん

こくみん共済〈全労済〉  
全国市民共済連合会

たすけあいの輪をむすぶ

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員とすることで各種共済制度をご利用いただけます。

# 全徳島とG支部 同時あっせん申請

## 不誠実団交や組合差別訴え 会社側は受諾、近く協議開始

関西新聞合同ユニオン徳島新聞グループ支部は9月10日、夏闘で株式会社徳島新聞社(KK)が夏季一時金を不当に低額に抑え、回答根拠となる説明資料を開示しないのは不誠実団交に当たるなどとして県労働委員会にあっせん申請した。同日、全徳島新聞労働組合も一般社団法人徳島新聞社(社団)と団体交渉を重ねてきた「組合員に対する昇進・降格差別」「分社化撤回団交における不誠実団交」など4項目について、団交での解決が困難としてあっせん申請。県労委が会社側にあっせんの諾否を確認したところ、27日までに応諾すると回答があった。近く、あっせん員が労使双方の

主張を整理しながら解決を目指すあっせん協議が始まる。

グループ支部が申請したあっせん事項は①夏季一時金の低額回答に対する団体交渉での説明が形式的かつ不十分②夏季一時金の低額回答に対し組合が求めた経営状況の開示要求に対し十分な情報開示がされない③「4月24日付要求書への回答」に対して前進回答がなく、理由についても誠実な説明がされない④就業時間内の組合活動を認めないにもかかわらず組合員の就業時間内での団交開催を事実上強要⑤「80周年記念手当」を雇用形態を理由に業務スタッフに不支給⑥会社分割に伴う労

働者承継ないし転籍について十分な協議を尽くさず強行⑦未払い残業代の処理についての説明が不十分かつ不誠実の7項目。

全徳島労組のあっせん事項は①組合員に対する昇進・降格差別②夏闘妥結時の労使協定などの不履行(決算報告等計算書類の不開示)③分社化撤回団交における不誠実団交④多額の残業代未払いを認めながら解決に長時間を要し、十分な説明をしないの4項目。以上のうち経営情報の不開示と、4月の編集部部門分社化に当たって十分な交渉をせず分社化を強行した件、未払い残業代については両労組が歩調を合わせる。

## インスタ使い組合を「見える化」

### 中国労組 組織内外に活動アピール

新潟で見た日本海は、広島瀬戸内海と同じぐらい穏やかに見えた。「でも、11月の日本海はもっと暗いし、風も強いんです」。北朝鮮による横田めぐみさんの拉致現場で、案内役の新潟日報の横山志保記者が教えてくれた。「その海沿いを、早紀江さんは『めぐみちゃん』と叫び歩いたといっています」とも。胸の奥をえぐられた。これは文字では書ききれない。拉致現場の風景も、参加者が涙をこらえる顔も伝えたくて、動画を回した。

9月4、5日に新潟日報であった「新幹線拡大16者共闘会議」の様子を、中国新聞労組のインスタグラムで発信している。リアル動画による出張報告に加え、オルグの様子をタイムリーに伝えるストーリーズ、組合活動の豆知識を解説するフィード投稿もしている。組合の「見える化」を目指す狙いだ。

中国新聞U35でSNSを扱っていると思う。実は、社内のフォロワー拡大が一番ハードルが高い。特にインスタはそう。私的なアカウントを先輩や上司に明かしたくない若手は多い。同じフロアの間僚に無理なく(見る専門のアカウントで)フォローしてもらおうなど、距離感も工夫している。

意外にも、他社の組合員さんがフォローしてくれるのが、大きな励みになっている。「タイパ」(時間対効果)重視の時代に適した発信方法を探るのは、労使を越えた課題だろう。何より、新潟の海で感じたあの切なさを伝えられていたら、私はうれしい。

【中国労組・加納亜弥】



@CHUGOKUNP.UNION

### 北信越地連

#### 委員長に島田さん(信毎労組)

新聞労連北信越地連は9月13日、長野市で定期大会を開いた。「世代のために声を上げ、新聞業界の未来を切り開く」とした運動方針を承認したほか、1月に発生した能登半島地震の被災地の復旧・復興に力を合わせて取り組んでいくことを確認した。地連委員長に島田隆一・信濃毎日新聞労組委員長、労連中執に福井新聞労組の桑野真吾さんが就任する新体制を承認した。

オンライン併用で開いた大会には、新潟日報、信濃毎日、長野日報、福井新聞、北日本新聞の各単組が出席した。

地連活動に携わるのは初めてという島田新委員長は「広告収入・販売部数ともに減少し厳しい状況だが、顔の見える関係性を大事に情報交換をしていきたい」とあいさつ。1年間、委員長を務めた山岸拓巨・信毎労組前委員長は「能登地震の影響で活動が制限され、改めて顔を合わせる機会の必要性を感じた。直面する業界・地連の課題に『顔の見える』付き合いで立ち向かってほしい」とエールを送った。

【信毎労組・鳥羽典明】

### 東海地連

#### 委員長代行に吉田さん(毎日労組)

新聞労連東海地連は9月12日、名古屋市のウインクあいちで2023年度定期総会を開催した。役員体制として、委員長代行に毎日労組中部支部の吉田信幸さんを、労連中執には全中経労組の安藤翔平さんを、いずれも前期に引き続き選出した。

総会にはオブザーバーで岐阜新聞労組の間も参加。「東海地連の行事に参加させていただくまで、外部の組合との交流はずっと無かった。共通の課題などが多く、大変勉強になっている。引き続き参加させていただきたい」と述べた。

総会に続いて行われた第1回常任委員会では「管理職に女性がいなかったが今年からデスクに女性が就任。職場の雰囲気変わった」(毎日)「能登地震で長時間労働が今でも常態化している」(共同)「組合員は少ないが夏一時金も満額回答を勝ち取った」(全中経)「組合員向けに遊戯施設の優待などを企画し実施した」(岐阜)など、情報交換を行った。

## 相次ぐ離職、各単組で課題に

### 新潟で新幹線共闘会議 横田めぐみさん拉致現場視察も

「新幹線拡大16者共闘会議」が9月4、5の両日、新潟市の新潟日報メディアシップなどで開かれた。各単組の報告では春闘、夏闘での成果に加え、離職者が相次いでいるといった課題が挙がった。北朝鮮による拉致問題をテーマにした講演もあった。

北は東奥日報(青森)から南は宮崎日日新聞まで、全国11単組の計約30人が参加。新聞労連からは西村誠中央執行委員長が出席した。

単組報告では、若手だけでなく中堅も含めた離職が続いていることや、人員減が進み整理部を中心に業務負担が増しているといった意見が多く出された。また、子育て中の組合員など多様な人が活動に参加できるよう「執行委員会を夕方から正午に前倒し」(中国労組)などの事例も紹介された。

拉致問題に関する講演があり、長く報道に携わってきた新潟労組の横山志保記者(労連特別中央執行委員)が拉致問題の現状や取材時の苦労に加え、北朝鮮訪問時のエピソードも写真を交えて説明した。

被害者やその家族の帰国から20年以上、大きな

進展がない中で報道する側にとっても「どう伝え続けるのか難しい」としながら「もう一度家族と会わせるためにできることはしたい、という思いが背中を押している」と強調。近年は若い記者が積極的に取材に関わるようにしているとした。

5日は、横田めぐみさん=失踪当時(13)=の拉致現場周辺を視察した。【新潟労組・滝沢稔】



参加者を案内する横山記者(左端)

### MIC 総会 議長に西村労連委員長

新聞労連などメディアや文化・情報関連の産業別労組が参加する日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)は9月28日、都内で第63回定期総会をオンライン併用で開いた。総会では1年間の活動を振り返るとともに、年間方針と予算案を決定した。石川昌義さん(前新聞労連委員長)は2年の任期を

満了して議長を退任、西村誠さん(新聞労連委員長)が新議長に就任した。

討論では各単産代表が、それぞれの産業情勢と抱える課題を報告。共通する課題として組合員の減少や組合役員の担い手不足などが指摘された。

総会に先立ち地方代表者会議が開かれ、関西、福岡、広島、長崎、沖縄の各代表が参加し、平和に関する取り組みなどについて意見交換した。来

年、被爆80年を迎える広島と長崎の両フォーラムは、ともにMICと地方組織の共催で行う提案があり、検討することになった。

沖縄県マスコミ労協が毎年行っている反戦ティーチ・インは、6月以降に計画しているとの報告があった。